

(2) 追加業務の内容及び範囲

◎ 積算業務

◎ 解体積算

- ・ 建築積算
- ・ 電機設備積算
- ・ 機械設備積算

積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成
見積の徴集、見積検討資料の作成等

◎ 関係法規等に基づく各種申請手続き業務

◎ 概略工事工程表の作成

◎ 現地調査測量

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図及び適用基準に基づき行う。
- 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- 監督職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督職員に提出する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等を指す。

- | | |
|----------------------------------|------------|
| a. 共通 | (番号等) |
| ・ 官庁施設の基本的性能基準 | (令和 2年版) |
| ・ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領 | (令和 3年版) |
| ・ 官庁施設の総合耐震・津波計画基準 | (平成25年版) |
| ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | (平成 8年版) |
| ・ 官庁施設の環境保全性基準 | (令和 3年版) |
| ・ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例整備マニュアル | (令和 3年版) |
| ◎ 公共建築工事積算基準 | (平成28年版) |
| ◎ 公共建築工事共通費積算基準 | (平成28年版) |
| ◎ 公共建築工事標準単価積算基準 | (令和 3年版) |
| ◎ 建築物解体工事共通仕様書 | (平成31年版) |
| ◎ 三重県建設副産物処理基準 | (令和 2年版) |
| b. 建築 | |
| ・ 建築工事設計図書作成基準及び参考資料 | (平成28年版) |
| ・ 敷地調査共通仕様書 | (令和 3年版) |
| ◎ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) | (平成31年版) |
| ◎ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) | (平成31年版) |
| ・ 公共建築木造工事標準仕様書 | (平成31年版) |
| ◎ 建築設計基準 | (令和元年版) |
| ・ 建築構造設計基準 | (令和 3年版) |
| ◎ 建築工事標準詳細図 | (平成28年版) |
| c. 建築積算 | |
| ◎ 公共建築工事積算基準 | (平成29年版) |
| ◎ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) | (平成30年版) |
| ◎ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編) | (令和 3年版) |
| ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編) | (令和 3年版) |

d. 電気・設備

- ・ 建築設備計画基準 (令和 3年版)
- ・ 建築設備設計基準 (令和 3年版)
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準 (令和 3年版)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成31年版)
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (平成31年版)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成31年版)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成31年版)
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (平成31年版)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成31年版)

e. 電気・設備積算

- ・ 公共建築設備工事数量積算基準 (平成29年版)
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (平成30年版)
- ・ 公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (令和 3年版)
- ・ 営繕工事積算チェックマニュアル(電気・設備工事編) (令和 3年版)

(3) 業務計画書

- a. 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出する。
- b. 業務計画書には、次の内容を記載する。
 - ①業務工程表
 - ②管理実施体制
 - ③業務実施体制
 - ④協力者のある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者
 - ⑤その他、監督職員が必要に応じ指定する事項

(4) 管理技術者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者、担当技術者、建築設備資格者を総称している。

- a. 管理技術者の資格要件は次による。
 - ◎ 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。)第2条2項に規定する一級建築士
- b. 意匠主任担当技術者の資格要件は次による。
 - ◎ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- c. 構造主任担当技術者の資格要件は次による。
 - ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- d. 設備主任担当技術者の資格要件は次のいずれかによる。
 - ・ 建築士法第10条の2第2項に規定する設備設計一級建築士
 - ・ 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38条)第17条の18に規定する建築設備士(注)「管理技術者」とは、契約の履行にあたり、業務の管理及び総括を行う者をいう。また、「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

(5) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
 - ・ 既存建築物設計図書一式
 - ・
- b. 既存資料
 - ・ 既存敷地調査資料
 - ・
- c. 資料の貸与及び返却

貸与資料	適用
・	
・	

貸与場所() 貸与時期(契約時)
返却場所() 返却時期(完成検査後)

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他

(7) その他、業務の履行に係る条件等

a. 成果品の提出場所 (営繕室)

b. 成果品の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

c. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

d. 業務の再委託

- ・ 構造設計又は構造積算業務については、一級建築士に再委託すること。
- ・ 設備設計補助業務を必要とする場合は、建築設備士に再委託すること。
- ・ 設備工事監理補助業務を必要とする場合は、公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者、若しくは、監督職員がそれに準ずる能力があると認めた者に再委託すること。

e. 成果品の提出期限について

設計工期には、監督職員による照査期間等を見込んでいるため、成果品(製本、原図は除く)については、設計工期末の30日以上前に提出すること。

3. 成果品、提出部数等

(1) 実施設計

成果品	原図	原図の写し	製本形態	適用
a. 建築(解体) ◎ 建築(解体)設計図 ◎ 表紙・図面リスト ◎ 特記仕様書 ◎ 配置図(解体前・後) ◎ 面積表及び求積図 ◎ 平面図 ◎ 立面図(各面) ◎ 備品リスト ◎ 外構図 ◎ 仮設計画図 ◎ その他積算に必要な図面	各1部	各2部	A3縮小版 2部	成果品CD1枚 入札用CD3枚
b. 建築(解体)積算 ◎ 建築工事積算数量算出書 ◎ 建築工事積算数量調書 ◎ 見積書等関係資料 ◎ 営繕工事積算チェックリスト(建築) ◎ 工事設計仕様書(内訳書)	各1部	各2部	A3縮小版 2部	成果品CD1枚 入札用CD3枚
h. その他 ・ 設計説明書 ◎ 概略工事工程表 ・ 機器、工法選定比較検討資料 ・ 主要構造比較検討資料	各1部	各2部	A3縮小版 2部	成果品CD1枚
i. 資料 ◎ 各種技術資料 ・ 構造計算データ ◎ 各記録書	各1部	各2部	A3縮小版 2部	成果品CD1枚

- (注) : 設計図は監督職員と協議のうえ、適宜増減してもよい。
 : 成果物は監督職員の指示により、製本とする。
 : 電子納品の形式等については下記を標準とし、詳細は監督職員と協議する。
 ◎ 各成果物をCD1枚にまとめる。(1枚提出)
 ◎ 実施設計図・参考仕様書をCD1枚にまとめる。(3枚提出)
 : 設計仕様書について数量変更に伴う設計変更仕様書のフォーマットのデータを作成すること。